

## 高知県農作物栽培慣行基準策定方針

### 1 基本的な考え方

県では、環境と調和した農業を目指して、平成6年3月に「高知県環境保全型農業推進基本方針」(以下「基本方針」という。)を策定し、平成12年1月には「持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」を定め、有機物施用による土づくりや、交配昆虫・天敵利用などによる化学合成農薬を節減した栽培、ISO14001の生産現場への導入など環境保全型農業の普及・推進を図ってきた。さらに、平成19年4月には「高知県環境保全型農業総合推進プラン」を策定すると共に、平成20年には環境保全型農業を産業振興計画に位置付け、県内全域・全品目への普及を目指し取組を加速化してきた。

その結果、特に果菜類を中心に、天敵利用を中心としたIPM技術では全国一の普及となり、化学合成農薬の利用が激減してきている。

慣行基準はこれらの基本方針等に基づき、原則として、県内の平均的な産地2ヶ所以上での調査に基づき作成することとするが、特に、IPM技術等の普及が進み、化学合成農薬の利用が従来と比較して激減している作物においては、これらの技術が普及する以前の化学合成農薬中心での栽培の水準を高知県農作物栽培慣行基準(以下「慣行基準」という。)とする。

### 2 化学合成農薬の使用水準について

使用する農薬については、農薬取締法を遵守するとともに、県が定める慣行基準策定時点の「病害虫防除指針」・「除草剤使用指針」・「植物成長調整剤使用指針」を基本とし、地域の栽培基準及び栽培暦並びに現地における使用事例調査の結果を検討して策定する。

### 3 化学肥料の使用水準について

高知県施肥基準を基本とし、地域の栽培基準及び栽培暦並びに現地における使用事例調査の結果を検討して策定する。

### 4 作型・地域性等について

- ①同一作物であっても、栽培時期や栽培期間によって、化学合成農薬及び化学肥料の使用量が著しく異なる場合は、作型別に策定することができる。
- ②同一作物・同一作型であっても、地域によって化学合成農薬及び化学肥料の使用量が著しく異なる場合は、必要に応じて地域別に策定することができる。
- ③作物によっては、土地条件(砂質土壌等)によって、化学肥料の使用量が著しく異なる場合は、必要に応じて土地条件別に策定することができる。
- ④果樹や茶等の永年作物については、収穫終了後からの1年周期で策定する。

### 5 策定対象となる農作物

慣行基準策定の追加要望があった農作物で、県内に対象となる農産物の産地が無く、調査が出来ない場合は、今後、地域の推進品目となり面積等の拡大が見込まれる農産物に限り、文献や県外産地の事例をもとに策定する。